

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 12 日

岩手県知事 達増 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県立船越家族旅行村ジャブジャブプール調査設計業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 15 日まで
- (4) 履行場所 下閉伊郡山田町船越地内
- (5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定にも該当しない者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）であること。
- (2) 入札の日において、令和 6 ・ 7 年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録され、次のアからエの全ての要件を満たすこと。
 - ア 測量業務に登録され、地上測量を申請業務としていること。
 - イ 土木関係建設コンサルタント業務に登録され、河川、砂防及び海岸を申請業務としていること。
 - ウ 補償関係コンサルタント業務に登録され、土地調査を申請業務としていること。
 - エ 岩手県沿岸広域振興局の所管区域に本店又は県内に本店を有した上で営業所を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建振第141号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室国内観光担当 電話019-629-5572

なお、入札説明書等は岩手県のホームページからダウンロード可能。

4 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和7年9月18日（木）午後5時までに、3に示す場所に提出すること。

回答は、入札参加者に対し令和7年9月24日（水）午後5時までにFAX等により回答する。

5 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す必要書類等を令和7年9月18日（木）午後5時までに、3に示す場所に提出すること。
- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認されたものに限り、入札に参加できるものとする。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和7年9月30日（火）午前11時

釜石地区合同庁舎3階 第1会議室（岩手県釜石市新町6-50）

7 その他必要な事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 入札の無効
競争入札の参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他詳細については入札説明書による。